

一部事務組合に関する規約例

(参考：市町村自治研究会編「一部事務組合のしくみとその運用」ぎょうせい)

〇〇〇〇組合格約

第一章 総 則

(組合の名称)

第一条 この組合は、〇〇〇〇組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、〇〇市、〇〇町、〇〇町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、〇〇に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、〇〇市〇〇丁目〇番地に置く。

第二章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、〇人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

〇〇市 〇人

〇〇町 〇人

〇〇町 〇人

(組合議員の選挙)

第六条 組合議員は、関係市町の議会において選挙権を有する者の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第七条 組合議員の任期は、〇年とする。

2 補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

第三章 組合の執行機関

(管理者)

第八条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各一人を置く。

- 2 管理者、副管理者の任期は、〇年とする。
- 3 第一項に定める者を除く外、組合に必要な吏員その他の職員を置き、その定数は、条例で定める。

(執行機関の選任)

第九条 管理者は、関係市町の長の互選により、組合の議会の同意を得て選任する。

- 2 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 会計管理者その他の職員は、管理者が任免する。

(組合の監査委員)

第十条 組合に監査委員〇人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ〇人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、〇年とする。但し、組合議員のうちから選任された委員にあっては組合議員でなくなったときはその職を失う。

第四章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第十一条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、その〇分の〇を〇〇により、関係市町に分賦する。

第五章 雑 則

(その他)

第十二条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を経て、管理者が定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。